

令和 8 年度 組合事務所駐車場等補修工事仕様書

1. 工 事 名 令和 8 年度 組合事務所駐車場等補修工事
2. 目 的 本工事は、平成 29 年 10 月に開庁した組合事務所の駐車場等について、開庁時に未整備（既存舗装）であった部分の一部を改修するとともに、経年劣化した側溝蓋の更新及び駐車マスを示す白線等の区画線整備を行い、施設利用者の安全性及び利便性の向上を図るために実施するものである。
3. 工事場所 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町 15 番地の 1
黒川地域行政事務組合事務所駐車場等
4. 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 15 日まで
5. 工事項目
 - (1) 舗装修繕工事（オーバーレイ工法）
表層工 424.8 m²（再生密粒 13F t = 30～50 mm タックコート）
 - (2) 側溝工事
 - ①既設側溝蓋撤去
 - ②処分・運搬（鉄製・アスファルト合材施工品）
 - ③溝幅 300 用グレーチング（390×995×44×59 T6/T14 兼用）
 - ④新設蓋掛け（既存側溝内部清掃、新設調整含む）
 - (3) 区画線工事
 - ①溶融式駐車区画（124.4m W=150 白色）
 - ②溶融式身体障害者マーク 1 箇所（貼り付けタイプ 白色）
 - ③溶融式「止まれ」文字・停止線 1 箇所（白色）
6. 工事施工注意事項
 - (1) 舗装修繕工事の施工箇所と未施工箇所、車両の通行に支障を生じるような段差が発生しないよう十分留意すること。あわせて、既存マンホール蓋の周囲と舗装修繕に伴う段差調整も行うこと。また、組合事務所出入口の門扉についても、開閉時にロックピン等が従来どおり正常に作動するよう調整すること。
 - (2) 側溝工事については、既設側溝内部を清掃し、新設側溝蓋（グレーチング）を据え付けた後、ガタツキや段差が生じないように調整を図ること。
 - (3) 区画線工事については、施工前の清掃を丁寧に行い、新設する区画線が路面に十分密着するよう施工すること。
 - (4) その他、工事に微調整が必要と認められる箇所や施工方法に疑義が生じた場合は、受注者は発注者（組合）と協議のうえ、組合の指示に従うこと。

7. 現場確認

(1) 確認場所

- ①黒川郡大和町吉岡字下町 15 番地の 1
(黒川地域行政事務組合事務所 駐車場等)
- ②現場確認を希望する者は、事前に連絡すること。
(連絡先：組合財政課 TEL022-345-1542 担当：石川・松橋)
- ③現場確認時において、質問等には原則回答はしない。
- ④現場確認の回数は、各業者 1 回とする。

(2) 確認日時

- ・令和 8 年 9 月 15 日 (火) から令和 8 年 9 月 17 日 (木) まで
- ・ 9 時から 16 時まで (うち 12 時から 13 時を除く)

8. 提出書類

- (1) 提出書類は、宮城県建設工事関係例規集に準拠し、提出すること。
(着手届及び工事工程表、現場代理人届、完成検査願、完成届等)
- (2) 作業状況日報及び写真を添えて報告書を提出すること。

9. その他

- (1) この仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、組合と受注者が協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、労働安全衛生関係法令その他関係法令を遵守し、工事を実施すること。
- (3) 組合は、工事完了後に契約の履行を確認し、受注者から適法な支払請求書を受領した日から 40 日以内に請負代金を支払うものとする。
- (4) 工事の実施日程は、組合と協議のうえ決定し、組合車両・来客者車両等の往来に支障にならないよう配慮し、安全管理を徹底すること。
- (5) 工事により発生した廃棄物等は、受注者が責任をもって適正に処分すること。